

# 工学部「モノづくり志向型データサイエンス AI 教育プログラム」規定

(規程 第 169 号)

## (目的)

第 1 条 本規定は、豊田工業大学学則第 2 条 2 項におけるモノづくり志向型データサイエンス AI 教育プログラム（以下「本教育プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする

## (履修対象者)

第 2 条 本教育プログラムは、学部の 1 年次に入学した者を対象とする。

## (学習・教育目標)

第 3 条 本学が重視するモノづくり教育の一部として、数理・データサイエンス・AI に関する教育を実施する。基礎学術・先端事例の講義や実問題解決を体験する演習等を通じた、AI を内含したモノづくり、AI の利活用によるモノづくりの高度化を実現できる技術者・研究者の育成を目的とする。

## (実施体制)

第 4 条 本教育プログラムは、教務委員会及び授業検討ワーキンググループが内容を検討し実施し、運営責任者は教務委員長とする。

2 本教育プログラムの自己点検・評価は教務委員会が実施する。

## (プログラムの種別)

第 5 条 本教育プログラムには「リテラシーレベル」, 「応用基礎レベル」の 2 種類を設置する。

## (授業科目等)

第 6 条 本教育プログラムは、学部教育課程の授業科目により編成し、認定に必要な科目等は別表のとおりとする。

## (修了要件及び修了認定等)

第 7 条 前条に規定する対象科目をすべて修得した者について、本教育プログラムのリテラシーレベル、又は応用基礎レベルの修了を認定する。

2 前項の修了の認定は、教務委員会の報告に基づき学長が行う。

## (雑則)

第 8 条 この規定に定めるもののほか、本教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

## (規定の制定・改廃)

第 9 条 本規定の改廃は、教授会の審議を経て学長がこれを決定する。

## 附 則

1 本規定は、令和 5 年 4 月 1 日から改正施行する。

2 令和 4 年度の学部第 1 年次に入学した者から適用し、令和 4 年度以前に入学した者及び令和 4 年度以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、転科及び再入学する者については、適用しない。

制 定 令和 4 年 3 月 4 日  
改正 1 回 令和 5 年 4 月 17 日

(別表)

科目 区分	科 目	開設 年次	単位数	認定要件 (※1)	
				リテラシー レベル	応用基礎 レベル
工学 基礎	微分積分学1および演習 (※2)	1	3	△ (※3)	○
	微分積分学2および演習	1	3		○
	線形代数1および演習 (※2)	1	3	△ (※3)	○
	線形代数2	1	2		○
	確率・統計	1	2	○	○
	C P 基礎および実習 1	1	1.5	○	○
	C P 基礎および実習 2	1	1.5	○	○
	情報リテラシー (※2)	1	1.5	○	○
専門	C P 応用および実習	2	3	—	○
	データサイエンス実践集中演習	2	1	—	△ (※3)
	創造性開発セミナー (※2)	3	1	—	

※1 ○は必須科目，△は選択必須科目，—は認定要件外

※2 卒業要件における必修科目

※3 「微分積分学1および演習」又は「微分積分学2および演習」の単位修得，「線形代数1および演習」又は「線形代数2」の単位修得，「データサイエンス実践集中演習」又は「創造性開発セミナー」の単位修得が条件